



帯広市 子ども虐待対応マニュアル

帯広市要保護児童対策地域協議会



は じ め に

わが国では、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を平成6年に批准しました。この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るとともに、子どもの最善の利益のために行動するように定められています。

条約の批准から約25年が経過し、現在は物質的な豊かさや便利さが満たされる一方で、核家族化の進行や価値観の多様化などにより交流機会が減少し、安定した親子関係を築くための基盤である家族や地域の連帯感が希薄化するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景から、子育て世帯が地域で孤立化し、育児の不安や悩みを相談できず子育てへの負担感が強くなり、子どもへの虐待につながる事例が多くなってきています。近年は、全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加しており、虐待による死亡事例も相次いでいます。

虐待は、子どもの心身を深く傷つけるだけでなく、成長を著しく妨げ、生命を脅かす深刻な問題であり、虐待を未然に防ぐための早期発見・早期対応とその後の支援に関して、市町村による積極的な支援が求められています。

帯広市では、関係機関と連携・協力を図り、地域一体となって児童虐待に対応するため、平成14年に帯広市児童虐待ネットワーク体制を整備したほか、平成16年の児童福祉法の一部改正を受け、平成17年に「帯広市要保護児童対策地域協議会」の設置をしています。

また、平成28年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待の発生予防から自立支援までの対策強化に向けた国・都道府県・市町村の役割・責務などが明確化されたことを受け、平成30年7月に「帯広市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対応の充実をはかってきています。

帯広市に住む全ての子どもの権利を守るためには、地域で、虐待を未然に防ぐことが必要です。各関係機関においては、このマニュアルを活用して具体的な対応方法を理解していただくとともに、スムーズな支援の実現に役立てていただけることを願います。

令和2年4月

帯広市要保護児童対策地域協議会

目次

I 虐待とは

1	虐待とは	1
2	虐待の分類	2
3	虐待の判断	3
4	虐待の影響	4
5	虐待の背景	5
6	虐待の要因	6
7	虐待の段階	7
8	虐待の兆候	8
9	虐待の未然防止（予防）	9

II 役割と対応

	「おかしいな？」と思ったら、虐待を疑いましょう	10
--	-------------------------	----

III 初期対応

1	「虐待かな？」と気付いたら	11
2	連絡のポイント	12
3	それぞれの立場での発見と初期対応	
	早期発見のための目配り気配りチェックポイント	
	(1) 地域の中で	13
	(2) 集団生活の場で	15
	(3) 乳幼児健康診査等の場で	18
	(4) 病院、歯科医院等の診療の場で	20
	(5) 帯広市庁内関係部局	22
4	重症度・緊急度の判断基準と対応	23

IV 連携支援

1	帯広市要保護児童対策地域協議会	25
2	帯広市の相談・通告の流れ	26

V 参考資料

1	気になる子どもの連絡票	30
2	帯広市要保護児童対策地域協議会設置要綱	31
3	帯広市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱	33
4	関係法令	34
5	児童の権利に関する条約	37